

台風第19号による被災住宅の補修工事費用を補助します

補助金額【最大30万円】

いずれか低い方の額

- 30万円
- 補修工事費の2分の1

対象となる工事

- 令和元年台風第19号により、屋根・壁または床等日常生活に欠かせない部分に被害を受けた住宅の補修工事およびこれに付帯する工事
- 現に自己が所有し、かつ自己が居住する住宅の補修工事（所有者が自ら工事を行うものを除く）
- 令和元年10月13日以降に着手したもの（完了済みの工事を含む）
- 長屋、共同住宅または店舗、事務所等との併用住宅にあっては、居住する部分に要する工事

対象となる住宅

- 被害を受けた住宅のり災証明書の判定結果が「一部損壊」のもの
- 市内に所在する被災住宅

提出書類 ※3月25日までにご提出ください

- 交付申請書
 - 資力に関する申出書
 - 補修工事着手前の住宅の被災状況が分かるカラー写真
 - 補修工事の見積書
 - り災証明書の写し補修工事の箇所および内容が分かる図面
 - 建物の所有者が分かる書類
 - 申請をした者の住所がわかる書類
- 実績報告書
 - 契約書および領収書の写し
 - 工事完了後の状況が分かる写真
- 補助金交付請求書

問い合わせ先

- 青梅市住宅課住宅政策係 電話0428-22-1111（内線2533）